

北陸版 防災 作成 の 手 引

(令和7年2月)



国土交通省 北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1-1 TEL 025-280-8755

1. 北陸管内においても地震・豪雨が多発

1

●平成23年7月新潟・福島豪雨

- ・2011(H23)年7月26～30日にかけて新潟県と福島県会津を中心とした豪雨が発生。
- ・各地で堤防の決壊や河川の氾濫による住家の浸水・農地の冠水、土砂災害による住家や道路の被害も多数発生。停電、断水や交通機関にも大きな影響。

<被害概要（気象庁HPより）>

人的被害：死者4名、行方不明者2名、重軽傷者13名

住宅被害：全壊74棟、半壊1,000棟、床上浸水1,082棟、床下浸水7,858棟



出典：防災・減災 新潟プロジェクト2024実行委員会HP

●令和6年能登半島地震

- ・2024(R6)年1月1日16時10分に、石川県能登地方においてM7.6の地震が発生。
- ・石川県の志賀町及び輪島市で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度1～6強を観測。
- ・日本海沿岸の広範囲に津波が襲来したほか、奥能登地域を中心に土砂災害、火災、液状化現象、家屋の倒壊、交通網の寸断など、甚大な被害が発生。

<被害概要（国土交通省：2024.10.1時点）>

人的被害：死者401名（うち、災害関連死174名）負傷者1,336名

住宅被害：全壊6,421棟、半壊22,823棟、床上・床下浸水25棟、一部損壊103,768棟



出典：石川県HP

●令和6年奥能登豪雨

- ・2024(R6)年9月21日に震災の影響が残る中、同一地域で発生した複合災害。
- ・21日午前中に線状降水帯が発生し、石川県内に大雨特別警報が発表。
- ・輪島市及び珠洲市では、1時間降水量等が観測史上1位を記録し、輪島市及び能登町では、記録的短時間大雨情報が合計5回発表。

<被害概要（石川県HP：2024年10月9日時点）>

人的被害：死者：14名、重傷者2名、軽傷者：45名

住宅被害：全壊16棟、床上浸水163棟、床下浸水235棟



出典：石川県HP

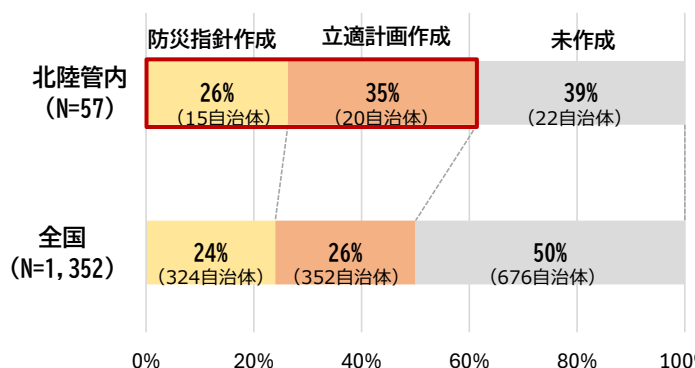
2. 防災まちづくりの推進に向けて計画的な対応が必要

2

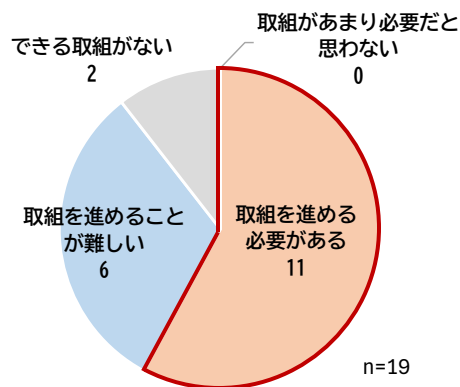
● 立地適正化計画/防災指針の策定状況

- ・ 全国に比べ、北陸管内における立地適正化計画の作成は進んでいるが、防災指針の作成は全国平均と同程度。
- ・ 防災まちづくり推進の必要性や必要な取組も認識しているが、未作成の自治体あり。

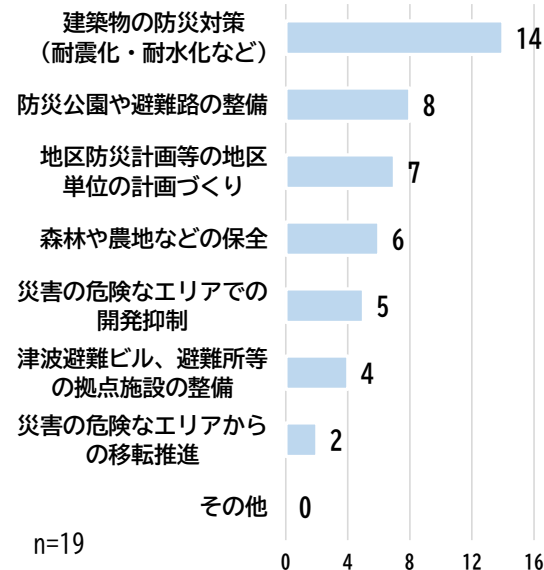
【立地適正化計画/防災指針の作成状況】



【防災まちづくり推進の必要性】



【防災まちづくりに必要と考える取組】



● 立地適正化計画/防災指針未作成の主な理由

<立地適正化計画>

- ・ 関係部署との調整や住民合意形成の難しさ
- ・ 計画作成のメリットが少ないため
- ・ 計画作成のための議論がされていないため
- ・ 立地適正化計画の作成が必要だが、作成時期が未定
- ・ 職員の確保や体制が十分でなく作成が難しいため
- ・ 必要性を感じない

<防災指針>

- ・ 地域防災計画との調整等を行っていないため
- ・ 防災指針の作成は必要と考えているが、具体的な検討はまだ行っていない（作成時期未定）
- ・ 立地適正化計画の見直しをかけており、今後、防災指針を作成するのであれば能登半島地震との整合性が必要になると思われるので、方向性を定められないでいる

3. 立地適正化計画の実効性向上を推進(立適+)

3

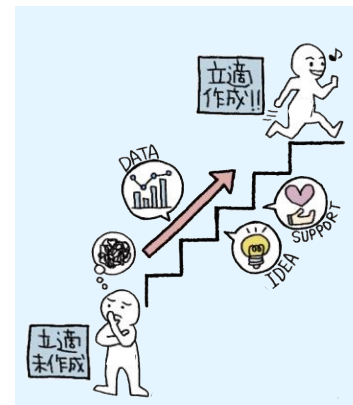
取組の方向性1 取組の必要性を踏まえた更なる裾野拡大

裾野拡大に向けた主な課題

- ①客観的に把握するためのデータや評価手法への知見の不足
- ②判断に必要な施策効果に関する情報不足
- ③複数市町村が連携し検討・調整を行う場の不足
- ④取組に要する人材・予算確保に向けた課題
- ⑤地元合意に係る調整の円滑化に向けた課題など

解決に向けた取組ポイント

- 市町村が現状を的確に認識するための情報やデータの提供
- 広域、複数市町村で取り組む場合の主体及びその役割の明確化など広域連携の推進
- 施策効果と都市経営上のメリットの連動性整理と施策連携の強化
- 取組に必要となる人材等の確保に向けた支援
- 多様な関係者に対する制度理解の醸成



取組の方向性2 市町村による適切な見直し（=まちづくりの健康診断）の推進

適切な見直しに向けた主な課題

- ①評価の継続性や広域的な視点等も考慮した標準的なデータが不足
- ②評価指標やその算出方法が統一的でなく、的確な評価が困難
- ③データの整備や分析等の負担が大きく、人材等体制が不十分
- ④評価に基づく適切な見直し方策や施策効果の情報提供が不十分

解決に向けた取組ポイント

- 市町村による『まちづくりの健康診断』の推進
- 評価構造、評価指標の統一性確保の推進
- 効率化、精度統一化に資するデータ整備の推進



3. 立地適正化計画の実効性向上を推進(立適+)

4

国による推進策の方向性 実効性を高める立地適正化計画・防災指針の作成・見直しを後押し

『まちづくりの健康診断』 体系の確立

- ・評価体系を構築し、データを標準化
- ・見直しに係る改善方策の提示
- ・未作成市町村への訴求にも活用

データ整備・標準化

- ・都市計画基礎調査等を活用した
全国のデータ整備と算出方法等
の標準化

広域連携の推進

- ・広域主体の役割の明確化
- ・連携が想定される周辺市町村への
データ提供
- ・連携方法やノウハウ等の情報提供

制度・効果の理解醸成

- ・地方公共団体や国民一人一人への
周知・広報の工夫
- ・施策効果の整理、横展開等

人材確保等への支援

- ・広域含む計画の作成
- ・見直し推進に向けた人材等の確保

■『まちづくりの健康診断』とは…

<まちづくり健康診断の流れ>

- ①国から評価用レポートを市町村に提供
- ②市町村はデータを見ながら施策取組状況、
チェック指標を記入→国へ提出
- ③国はレポートをもとに、見直しの方策を
市町村に紹介
- ④市町村は適切に計画を見直し

市町村		
①評価用レポートを提供 ※直接、間接指標のみ国が入力	②インプット評価等を入力し、提出 ※施策取組状況、特殊要因を市町村が入力	③全国の結果をもとに、 見直しの方策等を情報提供
<市町村基礎情報> <直接指標（アウトプット指標）> ●居住誘導区域内人口割合 +過去トレンドとの比較 +居住誘導区域内人口密度 xx pt ●都市機能誘導区域内誘導施設割合 +一定の都市機能の 都市機能誘導区域内割合 xx pt <間接指標（アウトカム指標）> 公共交通 xx pt 防災 xx pt 土地利用 xx pt 財政 xx pt + <施策取組状況(インプット指標)入力フォーム> + <特殊要因入力フォーム>	<市町村基礎情報> <直接指標（アウトプット指標）> <間接指標（アウトカム指標）> 施策取組状況 (インプット指標) ☒ 誘導施策 ☒ 都市計画に基づく施策 ☒ その他の取組 特殊要因 ☒ 災害等の発生 ☒ 経営状況悪化による企業撤退 ☒ その他	【イメージ】 誘導施策案 ・D市 公共交通誘導沿線の立地補助 ・E市 子育て支援施設の整備 都市計画に基づく施策案 ・B市 居住調整地域の指定 ※あくまで案の提示であり 施策実施を強制するものではない C市 診断書 B市 診断書 A市 診断書 直接指標 < 施策取組状況 > 間接指標 < 特殊要因 >
都道府県	各種資料のとりまとめ、送付	広域な視点にたつた追加分析
広域連携や周辺市町村に関する情報提供・働きかけ		
国		
アウトプット指標及びアウトカム指標の 全国標準的なデータ整備	新技術等も活用した データ整理方策を検討	データを蓄積した上で 効果的な見直しの方策に係る事例分析

出典：立地適正化計画の実効性向上に向けたあり方検討会とりまとめ

防災指針作成の流れ

Step 01

災害リスク分析

- ・洪水、津波、土砂災害等の災害ハザード情報を整理
- ・災害リスク分析を行い、防災上の課題を整理



過去の洪水記録の把握

地形的に浸水の起こりやすい低地部の把握

旧河道等の把握

Step 02

誘導区域の設定・見直し

- ・災害リスクを踏まえ、居住地としての土地利用を継続していくことの意義などを考慮し、誘導区域を検討

Step 03

誘導施策・具体的な取組

- ・災害リスクを踏まえ、特に誘導区域におけるハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策を検討

Step 04

関係機関との調整・合意形成等

- ・庁内や国県等の多様な関係者との議論・調整
- ・住民等の理解を得ながら検討

管内自治体が苦労した点※



地区ごとの詳細なリスク分析を進めたい時に、何をすればよいか分からず苦慮

【その他の主な苦労点】

- ・データ入手に時間を要した、作成中にデータが更新
- ・まちづくりと確率規模の考え方の整理が難しい
- ・地震・液状化の被害想定がしにくい など

作成における工夫点※

Point!

ハザード情報と都市情報を効果的に重ね合わせ、地域性に応じたきめ細かな災害リスクを分析
分析結果を関係機関と共有し、多分野で結果を活用

ハザード情報

- ・浸水想定区域
- ・土砂災害(特別)警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・津波災害(特別)警戒区域
- ・雪崩危険箇所
- ・ため池浸水想定区域 等

都市情報

- ・人口分布
- ・建物分布
- ・避難施設分布
- ・都市機能分布
- ・道路網
- ・ライフライン

等



防災指針作成の流れ

Step 01

災害リスク分析

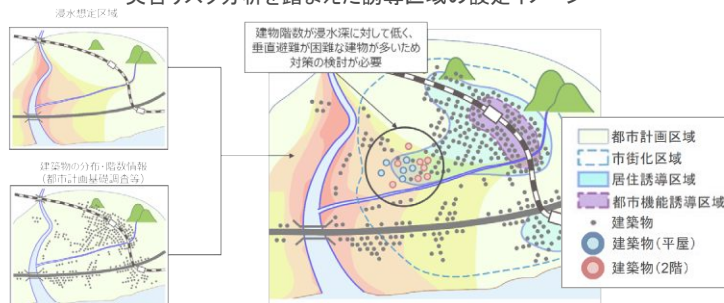
- ・洪水、津波、土砂災害等の災害ハザード情報を整理
- ・災害リスク分析を行い、防災上の課題を整理

Step 02

誘導区域の設定・見直し

- ・災害リスクを踏まえ、居住地としての土地利用を継続していくことの意義などを考慮し、誘導区域を検討

災害リスク分析を踏まえた誘導区域の設定イメージ



Step 03

誘導施策・具体的な取組

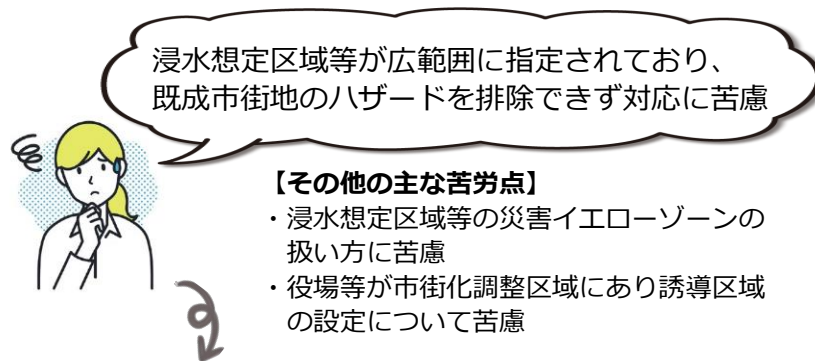
- ・災害リスクを踏まえ、特に誘導区域におけるハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策を検討

Step 04

関係機関との調整・合意形成等

- ・庁内や国県等の多様な関係者との議論・調整
- ・住民等の理解を得ながら検討

管内自治体が苦労した点※

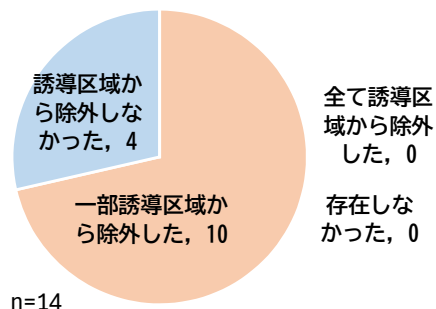


作成における工夫点※

Point!

災害リスクを踏まえ、ハード・ソフトの防災・減災対策により、**安全性が十分に確保されているか十分に検証した上で、ハザードが含まれていても誘導区域を設定**

【防災指針作成自治体の災害イエローゾーンの扱い】



【除外しなかった理由】

- 垂直避難が可能な浸水深であったから
- 防災減災対策の充実により、災害リスクを低減できるため
- 除外するとまちづくりの支障となるため

防災指針作成の流れ

Step 01

災害リスク分析

- ・洪水、津波、土砂災害等の災害ハザード情報を整理
- ・災害リスク分析を行い、防災上の課題を整理

Step 02

誘導区域の設定・見直し

- ・災害リスクを踏まえ、居住地としての土地利用を継続していくことの意義などを考慮し、誘導区域を検討

Step 03

誘導施策・具体的な取組

- ・災害リスクを踏まえ、特に誘導区域におけるハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策を検討

施策	重点的に実施する地区	主体
宅地高上げの補助	居住誘導区域内	市
止水板の設置	都市機能誘導区域内	市・事業者
災害危険区域の指定	居住誘導区域内（ハザードエリア内）	市

【整備（取組）目標（例）】

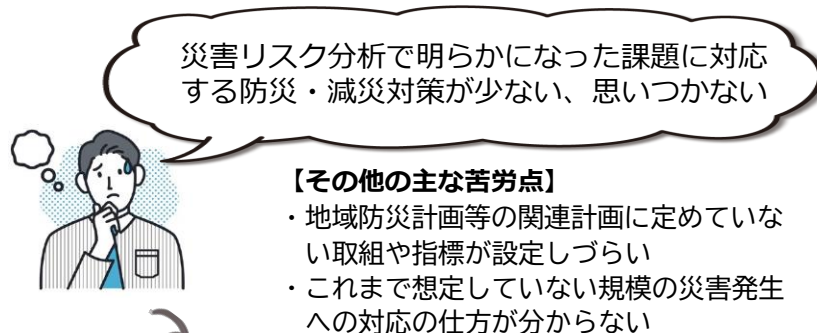
- 宅地高上げの進捗を令和●年度までに○%、令和●年度までに○%とする。
- 避難路の整備率を令和●年度までに○%とする。
- 地区ごとの避難行動計画の作成率を令和●年度までに100%とする。

Step 04

関係機関との調整・合意形成等

- ・庁内や国県等の多様な関係者との議論・調整
- ・住民等の理解を得ながら検討

管内自治体が苦労した点※



災害リスク分析で明らかになった課題に対応する防災・減災対策が少ない、思いつかない

【その他の主な苦労点】

- ・地域防災計画等の関連計画に定めていない取組や指標が設定しづらい
- ・これまで想定していない規模の災害発生への対応の仕方が分からない

作成における工夫点※

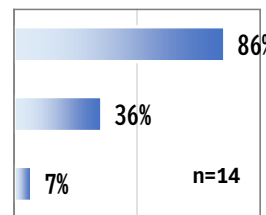
Point!

まずは**関連計画（地域防災計画、国土強靱化地域計画等）の方針や取組を整理**。庁内だけでなく、**国・県の取組（流域治水等）との連携も重要**

【防災・減災対策の検討における整理】

防災・減災対策の関連計画の取組を整理
災害リスク分析を踏まえた新たな防災減災対策を検討

その他



<整理した計画>

- 地域防災計画・国土強靱化計画
- 国・県の流域治水計画
- 水防計画、雪害対策
- 総合計画、都市MP等

防災指針作成の流れ

Step01

災害リスク分析

- ・洪水、津波、土砂災害等の災害ハザード情報を整理
- ・災害リスク分析を行い、防災上の課題を整理

Step02

誘導区域の設定・見直し

- ・災害リスクを踏まえ、居住地としての土地利用を継続していくことの意義などを考慮し、誘導区域を検討

Step03

誘導施策・具体的な取組

- ・災害リスクを踏まえ、特に誘導区域におけるハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策を検討

Step04

関係機関との調整・合意形成等

- ・庁内や国県等の多様な関係者との議論・調整
- ・住民等の理解を得ながら検討

大規模氾濫減災協議会、都市再生協議会、その他協議会等

国

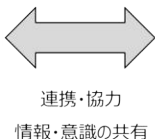
都道府県

流域市町村

<構成部局の例>

- ・治水部局・・・流域治水、河川・下水道整備、海岸保全施設整備等
- ・防災部局・・・地域防災、警戒・避難体制等
- ・まちづくり・建築部局・・・地域のまちづくり支援、防災・減災対策検討等
- ・その他、福祉部局等の関係部局

民間事業者
・
地域住民 等



- ・合意形成
- ・水災害リスクの把握
- ・地域の将来像の共有
- ・自主防災活動の実施

管内自治体が苦勞した点※

庁内の関係部署との調整や住民との合意形成をどのように進めていくかが難しい



【その他の主な苦勞点】

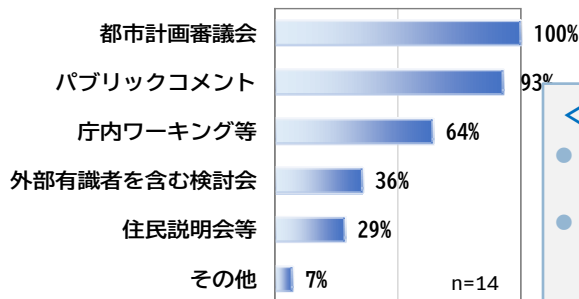
- ・国や県、隣接する市町村などの関係機関との協議・調整や協力の求め方
- ・計画作成に必要な職員の確保が難しい、人員体制が不十分

作成における工夫点※

Point!

計画の作成にあたり、都市計画審議会やパブリックコメント、庁内ワーキング等により関係機関との共有や調整、合意形成を実施

【防災指針作成時の調整や合意形成の方法】



<調整・合意形成における工夫>

- ・内容が多いため都市計画審議会を複数回開催
- ・庁内で温度差があるため、課題や方針を共有し、信頼関係の構築に留意して進めた
- ・庁内検討会議を定期開催し、意見を丁寧に確認・共有



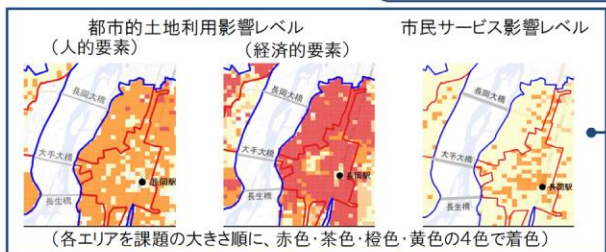
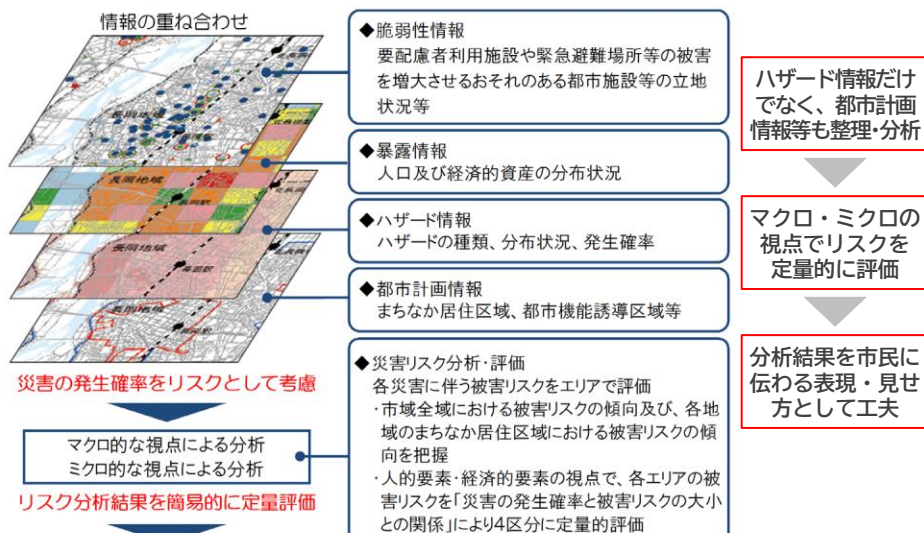
Step 01 災害リスク分析

CASE 1 : 被害リスクの評価と伝え方の工夫 (長岡市)

様々なデータを整理し、被害リスクを定量的に評価！
詳細な分析結果を市民にも分かりやすく伝える

- 様々なハザード情報と都市計画情報等を重ね合わせ、災害の発生確率を考慮しながら、被害リスクの傾向を把握。
- マクロ・ミクロの各視点による分析にて、各エリアの被害リスクを影響レベルとして見える化し、防災まちづくり上の課題及び取組優先度を整理。

【災害リスク分析・評価の進め方（イメージ）】



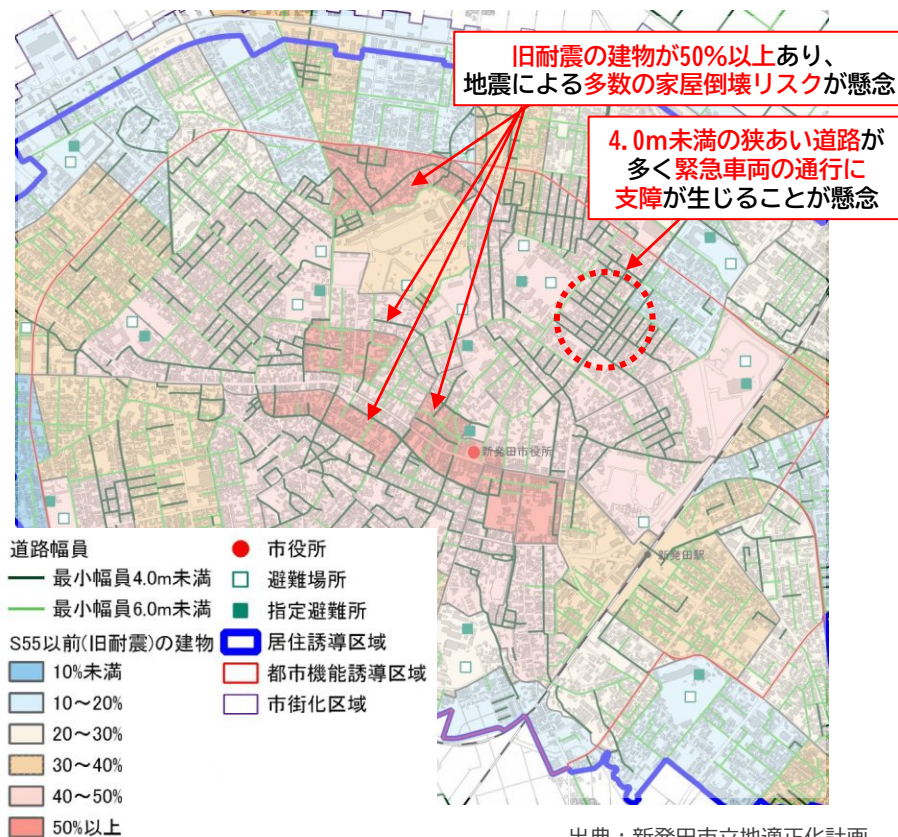
出典：長岡市立地適正化計画

CASE 2 : 地震による建物倒壊の分析 (新発田市)

狭あい道路と旧耐震基準の建物の分布を重ね合わせ
地震によるリスク (都市課題) を分析

- 幅員4.0m未満または6.0m未満の道路と旧耐震基準で建てられた建物分布の重ね合わせを実施。地震時における家屋倒壊等によって道路が封鎖されることにより、緊急車両が侵入できず、救助活動等が困難となる危険性が高い区域を確認している。

【地震によるリスクの大きいエリアの抽出・対策検討】



出典：新発田市立地適正化計画

Step 02

誘導区域の設定・見直し

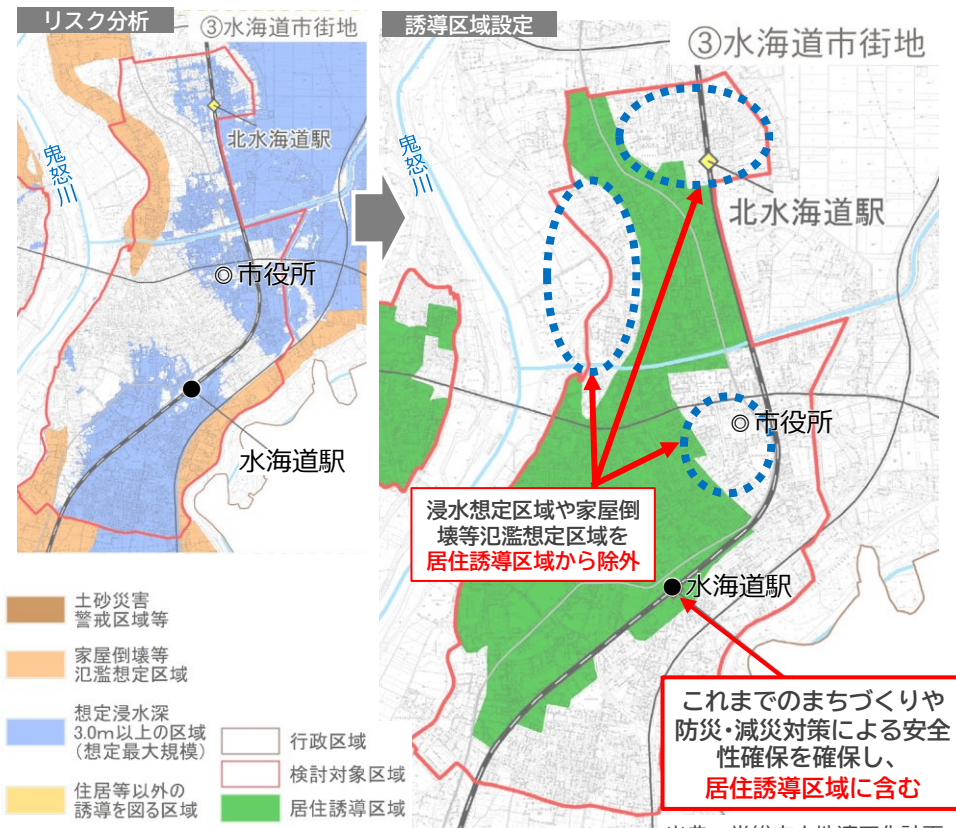
CASE 1：浸水リスクを誘導区域から除外（常総市）

過去の浸水実績や浸水リスクを踏まえ
駅や市役所周辺も居住誘導区域から除外

○過去の大規模な浸水被害を踏まえ、誘導区域から浸水深3.0m以上と家屋倒壊等氾濫想定区域を除外。ただし、指定避難所との近接性、中心市街地（商業用途）については、誘導区域に包含した※。

※公共交通利便性、施設立地、人口分布の条件を満たす必要あり

【過去の実績・リスクを踏まえた誘導区域の設定】



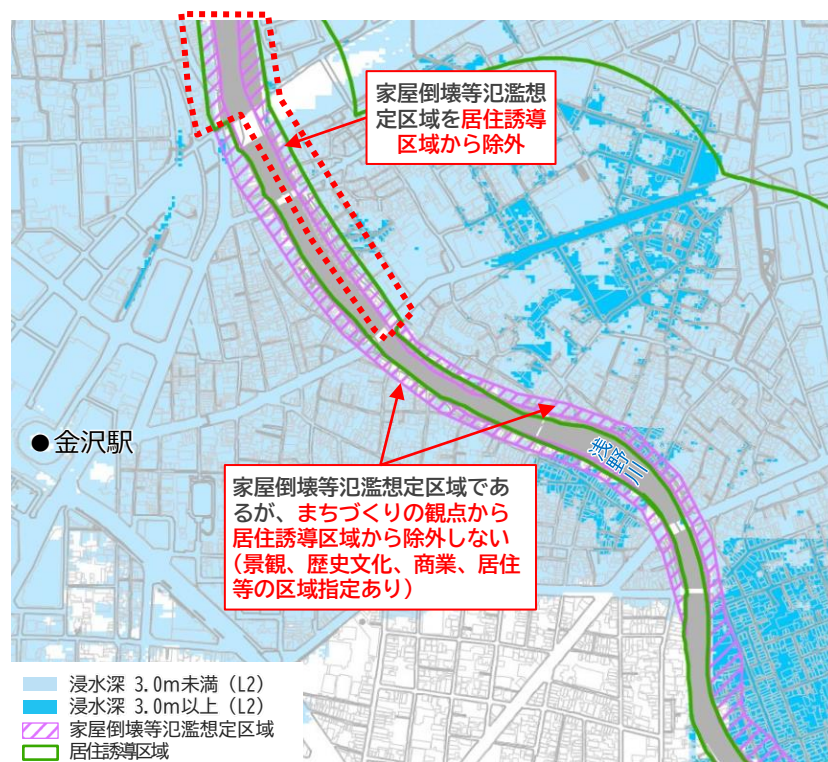
出典：常総市立地適正化計画

CASE 2：水害リスクの一部を誘導区域から除外（金沢市）

今後のまちづくりを考慮し、一部区域を除き、
家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外

○市街地を横断する河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域について、居住誘導区域から除外することとしたが、まちづくりの観点から、重要伝統的建造物群保存地区や中心市街地等の地区は誘導区域に包含することとした。

【まちづくりの観点を踏まえた誘導区域の抽出】



※ 金沢市集約都市形成計画を基に作成

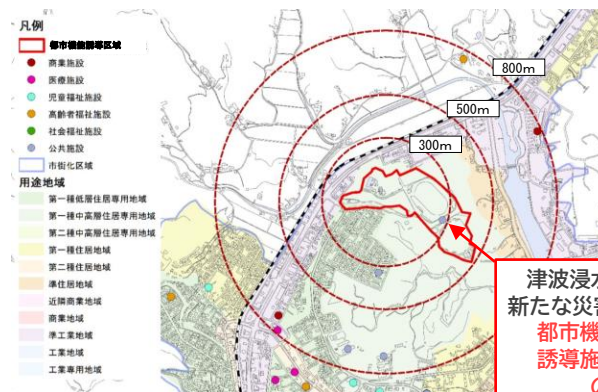
Step 03

誘導施策・具体的な取組

CASE 1：将来を見据えた段階的な都市機能の誘導（日向市）

市街地の大半が津波浸水想定区域であるため、高台に避難拠点としての機能強化を図る誘導施設の整備を位置付け（都市機能誘導区域に設定）

【中長期的な災害避難拠点の位置づけ】



出典：日向市立地適正化計画

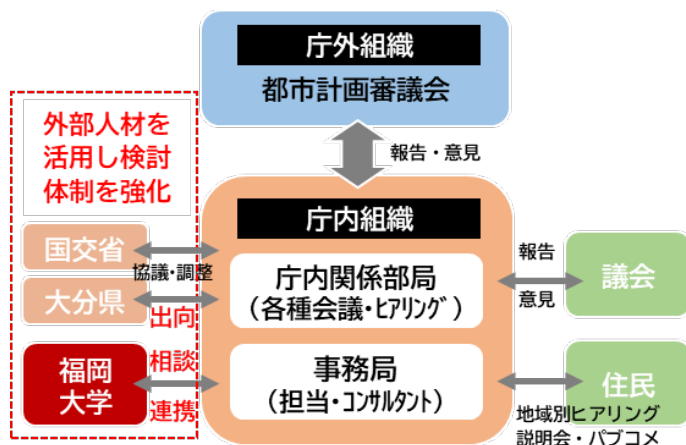
Step 04

関係機関との調整・合意形成等

CASE 1：外部の人材を活用した検討体制（津久見市）

県からの職員の出向による庁内体制の強化、大学と連携によりさらに体制を強化し計画を策定

【津久見市（人口1.6万人）の計画策定体制】

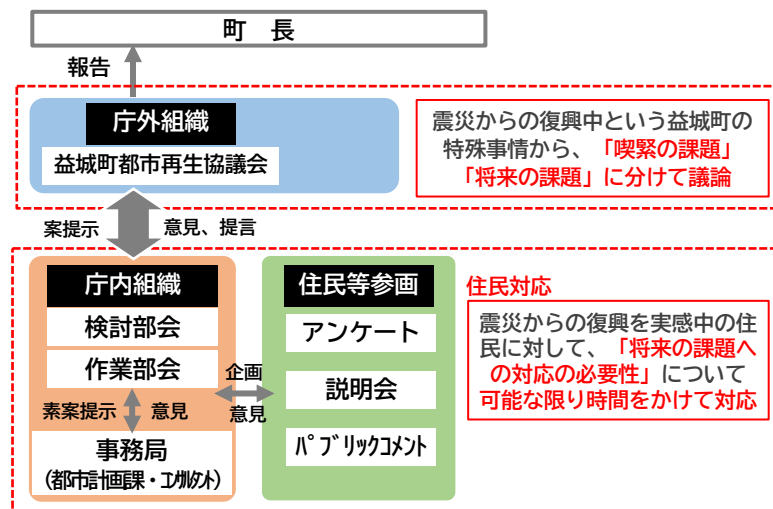


※津久見市立地適正化計画を基に作成

CASE 2：委員会や住民への対応における工夫（益城町）

震災復興に向けた「喫緊の課題」と、コンパクトなまちづくりに向けた「将来の課題」に対して同時に取り組むことの必要性を関係者と共有

【益城町（人口3.4万人）の計画策定体制】



※益城町立地適正化計画を基に作成

■ 集約都市形成支援事業

実施主体：地方公共団体、民間事業者等

コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の計画策定や、医療、福祉施設等の拠点への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う。

事業メニュー	主な交付対象	補助率
①計画策定の支援	・立地適正化計画 ・PRE活用計画 ・広域的な立地適正化の方針 ・低炭素まちづくり計画	1 / 2 ※1
②コーディネート支援	・専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援 －計画策定に向けた合意形成 －コア施設または誘導施設の移転に係る関係者の合意形成 －地域住民等の集約地域または居住誘導区域への移転に関する理解促進や合意形成 －計画に位置づけられた都市機能・居住機能の誘導にかかる施策の推進に向けた合意形成	1 / 2 ※2※3
③誘導施設等の移転促進の支援	・誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援 －医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000m²以上※） ※人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の都市のみ500m²以上 －商業施設（上記と一体的に立地するもの）	1 / 2 ※2※3
④建築物跡地等の適正管理等支援	・立地適正化計画に跡地等管理等区域として位置づけられた区域における建築物跡地等の適正管理等を支援 －跡地等の適正管理等に係る方策を検討するための調査 －跡地等管理等協定を締結した建築物跡地等の管理のための専門家派遣及び管理上必要な敷地整備	1 / 2 ※2※3
⑤居住機能の移転促進に向けた調査の支援	・立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を支援	1 / 2 ※4

※1：人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体については、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費のうち、5,500千円までは国費を充当できるものとし、5,500千円を超えた分については、地方公共団体で負担する。

※2：予算の範囲内において、地方公共団体又は国から直接補助を受ける民間事業者等が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の1 / 2以内とする。

※3：予算の範囲内において、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費について、当該地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1 / 2以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の1 / 3以内とする。

※4：予算の範囲内において、地方公共団体が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の1 / 2以内とし、一地方公共団体につき上限額を5,000千円とする。

別途、事業によって詳細な要件等があるため、国土交通省HPをご確認いただくか、北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課までお問い合わせください

■ 都市構造再編集集中支援事業

実施主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者 等

「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業内容	主な交付対象	補助率
①都市再生整備計画に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援	【基幹事業】 - 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等） - 高質空間形成施設（歩行支援施設等） - 高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等） - 都市機能誘導区域内の誘導施設※¹ - 基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等） - 既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業等 【提案事業】 - 事業活用調査 - まちづくり活動推進事業（社会実験等） - 地域創造支援事業（提案に基づく事業） 【居住誘導促進事業】 - 住居移転支援、元地の適正管理等	1 / 2 ※ ² 4 5 % ※ ³
②都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備	- 都市機能誘導区域内の誘導施設※¹ - 基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）	1 / 2 ※ ² 4 5 % ※ ³

※¹：地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

※²：都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内。

※³：居住誘導区域内等。

※³：予算の範囲内において、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費について、当該地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1 / 2 以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の1 / 3 以内とする。

※⁴：民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

■ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援。

事業メニュー	主な交付対象	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3 ※ 1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1 / 3 (R6年度まで 1 / 2)
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3 ※ 1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※ 1 ※ 2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※ 1 ※ 2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2 ※ 1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※ 1
⑧被災地における復興まちづくり 総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1 / 2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3 ※ 1

※ 1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り

- ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
- ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
- ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

※ 2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

別途、事業によって詳細な要件等があるため、国土交通省HPをご確認いただくか、北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課までお問い合わせください